

平成18年7月6日

保護者 様

宇都宮市教育委員会教育長
(学校健康課扱い)

学校給食費未納対策について

日頃より本市教育行政にご理解とご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

さて、学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達や、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることなどを目的に実施しております。

このため、学校給食に係わる設備整備費、光熱水費及び人件費等は本市が負担しており、保護者から納められた給食費は、食材料の購入のみに使用しております。したがって、給食費の納入が滞りますと、食材料の購入や献立内容に影響し、結果的に他の児童生徒へ影響が及ぶこととなり、また、給食費を納めている他の保護者との公平を保つことも困難となります。

このようなことから、支払える能力があるにもかかわらず意図的に滞納している過去5年間（平成13年度～17年度）の未納者及び今年度の未納者に対して、厳正に法的措置を講じることといたしました。

給食費を滞納している保護者に対しましては、後日、学校から連絡（電話又は通知文）がありますので併せてご連絡いたします。